

令和元年第4回砂川市議会定例会

令和元年12月10日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 2 号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第 3 号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 砂川市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15 号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14 号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16 号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
議案第 1 号 令和元年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第 3 号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 砂川市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15 号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14 号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16 号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
議案第 1 号 令和元年度砂川市一般会計補正予算

日程第 2 一般質問

沢 田 広 志 君
高 田 浩 子 君
小 黒 弘 君

○出席議員（13名）

議長 水島 美喜子 君	副議長 増山 裕司 君
議員 中道 博武 君	議員 永閑 博紀 君
多比良 和伸 君	佐々木 政幸 君
高田 浩子 君	飯澤 明彦 君
増井 浩一 君	北谷 文夫 君
沢田 広志 君	辻 勲 君
小黒 弘 君	

○欠席議員（0名）

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡 雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井 久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太 英樹
砂川市農業委員会会长	関尾 一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅 克己
病院事業管理者	平林 高之
総務部長 兼会計管理者	熊崎 一弘
市民部長	峯田 和興
保健福祉部長	中村 一久
経済部長	福士 勇治
建設部長	近藤 恭史
建設部技監	小林 哲也
病院事務局長	朝日 紀博
病院事務局審議監	山田 基
総務課長	東 正人
政策調整課長	井上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長 河原 希之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監　查　事　務　局　長

山　形

譲

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長

熊　崎　一　弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長

福　士　勇　治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事　務　局　長

和　泉

肇

事　務　局　次　長

川　端

幸　人

事　務　局　主　幹

山　崎

敏　彦

事　務　局　係　長

斎　藤

亜　希　子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。休会中の本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第 2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第 3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について

議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について、議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算の16件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 飯澤明彦君（登壇） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

12月9日に委員会を開催し、委員長に私飯澤、副委員長に永関博紀委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第2号から第5号、第8号、第6号及び第7号、第15号、第9号から第14号、第16号並びに第1号、一般会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号から第5号、第8号、第6号及び第7号、第15号、第9号から第14号、第16号並びに第1号を一括採決いたします。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は6名あります。

順次発言を許します。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を大きく3点についてしてまいりたいと思います。

まず、大きな1点目として、小型翻訳機の活用についてであります。市内在住や観光で来られた外国人との会話対応として小型翻訳機の活用についてを伺います。

(1) として、戸籍年金係や保険係などの窓口業務での活用について。

(2) として、外国人観光客への活用についてであります。

続いて、大きな2点目ですが、フレイル健診についてであります。健康なときより心や体は弱まっているものの、介護が必要なほどではないとされる中間の段階はフレイルと呼ばれ、来年度から75歳以上の後期高齢者を対象に全国の自治体でフレイル健診が導入される予定ですが、市の取り組みについて伺います。

大きな3点目といたしまして、子育て支援についてであります。国は、本年10月より消費税率を引き上げ、増収分を待機児童の解消や幼児教育の無償化など子育て世代のためにも充当し、全世代型の社会保障制度に転換しました。これにより、市内の保育所や幼稚園でも3歳から5歳の保育料などが無償化の対象となったところであります。また、これ以前にも砂川市独自に特定不妊治療費の助成制度や妊婦健診費用の全額助成に取り組むとともに、病児・病後児保育事業及び保育料や多子世帯に対する負担軽減を図るなど、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないさまざまな支援に取り組んでおりますが、これまでの子育て支援をどのように評価し、今後の課題について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 私から大きな1、小型翻訳機の活用について、

(1) の戸籍年金係、保険係等の窓口業務での活用についてご答弁申し上げます。

市内における令和元年11月末日現在の住民基本台帳に登録されている外国人住民の人数は33人で、国籍別ではベトナム18人を初め、韓国、朝鮮6人、フィリピンとカナダがそれぞれ2人、タイほか4カ国がそれぞれ1人ずつとなっており、人口に占める割合は0.2%と低いところであります。現在住民登録や健康保険等における窓口対応につきましては、住民となる外国人の方は企業での就労者が多いことから、市役所に来庁する際には日本語を話せる方が同行しており、その方の通訳によって手続が進められるため、言葉が通じず困った事例はほとんどなく、窓口業務における外国人住民への特段の対応はしていないところであります。

小型翻訳機の活用につきましては、外国人住民が多く居住している自治体におきましては音声翻訳機や自治体向け音声翻訳アプリの導入も進んでいる状況にありますが、市としましては現在外国人住民が少ないと日本語を話せる方が同行してきてることなどから、すぐには必要とは考えておらず、まずは翻訳機の機能や導入している自治体の活用事例や効果などを調査してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から（2）の外国人観光客への活用についてご答弁を申し上げます。

市内の観光スポットや砂川ハイウェイオアシス館に外国人観光客が訪れておりますが、スイートロードやヒマワリ畑、オアシスパークなどの観光スポットでは、各事業者による人数の把握は困難であるものの、増加傾向にあるとお聞きしております。砂川ハイウェイオアシス館では、団体バスツアーについては外国人観光客数を把握しており、平成30年度は5万4,297人であり、平成29年度の4万741人と比べると1万3,556人増加しており、平成28年度のピーク時に比べると減少しているものの、近年は増加傾向にあります。なお、砂川ハイウェイオアシス館を利用する団体バスツアーでは通訳が同行していることが多く、簡単な英会話や英語表記のメニューを指さすなどのジェスチャーでコミュニケーションが図られていましたが、サービス向上のため、本年5月に多言語に対応する小型翻訳機をお土産売り場に2台、レストランに1台、ファストフードショップに1台、合計4台設置したことですが、これまでの利用実績としてはお土産売り場において免税品の購入などの専門的な説明が必要な会話の際に利用されているとのことでした。

また、インバウンド受け入れ協議会では平成30年度に外国人観光客受け入れセミナーを開催し、外国人観光客とのコミュニケーションや外国人観光客がメニュー表を指さすことでスムーズに注文を受けることができるよう、市内30店舗で外国語表記のメニュー表を作成し、各店舗へ配付するなどの受け入れ体制の整備を進めており、翻訳機の活用につきましても本年度は北海道大学の留学生による実証実験を行い、その結果を受けて、まちなか集客施設SUBACOや観光協会など外国人観光客に砂川の観光案内などを行う施設

へ試験的に設置するため、翻訳機の購入を検討しているとのことであります。

今後も外国人観光客の増加に伴い多様化するニーズに対応するため、事業者からの相談に応じて小型翻訳機導入の検証結果や既に導入をしている事業者の紹介などの情報提供をインバウンド受け入れ協議会と連携を図りながら行ってまいります。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな2及び大きな3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2のフレイル健診についてご答弁申し上げます。後期高齢者の健康診査につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、制度発足当時より基準の検査項目や質問項目に加え、市独自の項目を追加して実施してきたところであります。

ご質問にありますフレイルとは、平成26年に日本老年医学会が発表した概念で、加齢に伴い筋力や心身の活力が低下することにより生活機能障害や要介護状態に陥りやすくなる状態で、要介護状態に至る前段階として位置づけられており、身体的脆弱性のみならず、精神的、社会的脆弱性など多面的な問題を抱えやすく、自立障害や健康障害を招きやすいハイリスク状態ではありますが、その一方で適切な介入、支援により生活機能の維持、向上が可能な状態ともされているところであります。

我が国ではかつてない高齢化が急速に進行していることから、全世代型社会保障制度を実現するためには健康寿命の延伸が大きな課題となっているところであります、特に増加が顕著で健康上の不安が大きくなりやすい後期高齢者への対策が求められているところであります。このことから、国では後期高齢者の特性を踏まえた保健事業に取り組むこととしており、後期高齢者を対象とした健康診査につきまして、これまでメタボリックシンドローム対策が中心であったものをフレイルの視点を取り入れ、実施することとしたところであります。健康診査のうち、検査項目につきましては血液、尿、心電図などこれまでと同様でありますが、問診の際に心身の状態などを把握するために行う質問表の項目について見直すこととしております。見直しによる新しい質問項目は、心身の健康状態、食習慣、口腔機能、体重変化、運動、転倒、認知機能など15項目で構成されており、検査項目とあわせて高齢者の健康状態を総合的に把握し、健康診査後の保健指導などの健康支援に活用するとされていることから、本市におきましても来年度から新たにフレイルの視点を反映させた質問票を用いて健康診査を実施する予定であります。

なお、高齢者の特性を踏まえた保健事業につきましては、既に高齢者の見守り事業や介護予防事業などにより取り組んでいるところであります、今後北海道後期高齢者広域連合から示される基本方針を初め、詳細な事業内容と整合性を持たせ、取り組んでまいります。

続きまして、大きな3、子育て支援についてご答弁申し上げます。子育て支援につきま

しては、全国的に少子化傾向にあることに加え、より子育てしやすい環境を求める声が大きくなっていることもあり、本市におきましても安心して子育てができるまちを目指し、出産前から子育て期にわたり切れ目のない支援をすることを基本的な考え方として、近年重点的に子育て支援に取り組んできたところであります。

本市が新たに取り組んだ事業といたしましては、出産前では特定不妊治療費について北海道の助成制度に上乗せして支援するとともに、妊婦健診では基準回数以上の場合や超音波検査を含め支援することとしたほか、市立病院で実施するマタニティースクールの参加費用の助成や妊婦の歯科健診を実施したところであり、また安心して出産できるよう、陣痛タクシー事業にも取り組み、平成30年度からは陣痛タクシー利用時の費用についても全額助成しているところであります。続く出産後の母子の健康状態などを把握するため、新生児の全戸訪問を行うとともに、健診時にあわせて行うフッ素塗布の無償化や子供のインフルエンザ予防接種費用を助成するほか、紙おむつなどの処理に係る経済的負担を軽減するため、指定ごみ袋の配布事業に取り組んでいるところであります。

また、未就学期では、平成27年度にこれまでの保育料を一律10%軽減するとともに、第2子目以降の子供の保育料を軽減し、平成28年度には多子世帯に対する保育料の軽減措置について市独自に国の年齢要件を撤廃したほか、施設型給付に移行した市内幼稚園を利用する世帯に対して経済的な負担を軽減するため、保育料負担軽減補助金を設け、加えて共働き世帯でも安心して子育てできるよう、病児・病後児保育事業に取り組んだところであります。このほか、平成30年度には子育て世代の経済的な負担を軽減するため、乳児おむつ無料クーポン券支給事業及び親子の触れ合う機会をより多く設けることができるよう、北海道子どもの国のふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業に取り組んでおります。

ご質問のありました子育て支援に対する評価と今後の課題ですが、安心して子育てできる環境づくりという観点におきましては、ふれあいセンター、保育所、子育て支援センターなどを利用する保護者の皆様の声や昨年度実施した子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の回答などから一定の評価を得ているものと考えておりますが、今後は家庭環境や経済状況などの要因から個別に対応しなければならない家庭もふえていることから、保健、福祉、医療などが連携し、包括的な支援体制の充実を図り、さらなる取り組みを進める必要があるものと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、2回目の質問ということで、それぞれの項目にわたって進めさせていただきたいと思います。

まず、小型翻訳機器について、今回は戸籍年金係、保険係など窓口業務において外国人が来られたときの対応と、観光客への対応のことでお話をさせていただいたところであります。そこで、それぞれ市民部と経済部からも答弁をいただいたところがありました。戸

籍年金係、保険係等の窓口業務については、今現在砂川市に在住されている外国人の方もそんなに多くないといったことのお話をいたしましたのかと思っています。直近では総数で33名、これは28年度では22名、29年度では20名、30年度では31名ということで、最も多いのは、先ほどお話をいただきましたけれども、企業に勤められている恐らくベトナムの方たちだと思うのですけれども、この方たちが18人いるということで、平成28年度では2名、29年度は2名、30年度は16名ということで年々増加もされているのだということも改めて聞かせていただき、理解をさせていただいたところあります。

小型翻訳機の導入、活用については、お話があったように、今現在特に窓口に来られる企業に勤めてる外国人の方たちは通訳も来て一緒にやっているということからも、今すぐ小型翻訳機を使ってまでの対応にはなっていない、要するに必要とする部分は少ないのかと受けとめさせていただいたところであります。ただ、先ほどお話がありましたように、今全国を見ましても外国人の多く就労されている自治体、さらには観光客が多いところについても小型翻訳機の活用がますます進んできておりますので、それは砂川市と比較するには難しいところもあるかもしれませんけれども、これも一つの流れなのだと受けとめさせていただいております。

この機会ですから、若干小型翻訳機のことについてもお話しさせていただきますと、私もいろいろ調べていくと、大まかに今回2つに分けて質問させていただいているけれども、まず1つは自治体の窓口で活用する場合は行政での専門用語や言葉での手続があるということで、専門性のある言葉であることから翻訳が難しいということと、観光客への活用に当たってはどちらかというと日常会話や旅行会話ということで大体決まったような言葉であって、一般的な言葉であることから、大別すると大きく2つに分かれてくるのかと思っています。

さらには、小型翻訳機、インターネットに接続したオンラインのタイプとインターネットへ接続しないオフラインといったタイプと大きく2つに分かれていますが、行政は個人情報とかプライバシーの関係、情報が外に流れるのを防ぐ部分もあるのでしょうか、どちらかというとインターネットへ接続しないオフラインのタイプが多いような気がしております。窓口で手続の関係で話している言葉がそのまま、今でいうと人工知能とかAIを使ってインターネットにつなげてそちらのほうで対応してることで、データが全部上のほうに行ってしまう。要するにそこに行ってしまうとひょっとしたら我々の手の届かない範囲で外に出てしまうという可能性もあるのかと思っておりました。大きく分けていくとこのような今言った話があるわけですから、それぞれ窓口対応でするべきの小型翻訳機の活用の仕方と観光客への対応の部分では大きく違いがあるのだということを私も改めて考えさせていただいたところあります。

それと、先ほど市民部長からもお話がありましたように、各自治体の状況も含めながら

検証もしていかなければいけないということではあります、そもそもは小型翻訳機は、国立研究開発法人情報通信研究機構、これは国の外郭団体のような感じなのですけれども、そこでいろいろ研究をされて、多言語音声翻訳システム、さらには無料アプリも提供しているといった状況で、これを民間も活用していると。今もある民間のメーカーは、爆発的に売れて、そこも今現在はたしかマイナーチェンジというか、更新して今3機種目の新しいタイプが出てきてるということですから、技術が日進月歩、常に革新が起きてきて機器がバージョンアップしてる状況でもありますけれども、できるならば私は各自治体の状況もしっかりと把握しながら検討はより一層していただきたいと思いますし、そして何よりも、新年度についてはどういう形になるかは押さえ切れていませんけれども、今現在も各メーカーだったり、そういう研究機関だったりを含めながら実証実験、要は試験導入をして半年間なら半年間使ってみて、どういう状況なのだろうということと、使う側の職員もそれを通してノウハウを知るという、そういう機会もありますので、今後手始めに実証実験、試験導入ということからの小型翻訳機の活用をすべきではないかと私も思っておりますので、このあたりも含めて2度目の答弁をいただきたいと思いますし、それと先ほどの経済部の関係、もう既にハイウェイオアシス館では小型翻訳機が4台導入されていますし、それと外国人受け入れ等、一生懸命努力をされているインバウンド協議会でも小型翻訳機を導入して、それを観光協会とかS u B A C oとか観光施設にも今後配付していくという話も聞きました。そういったことがされることによって、さらには利用の仕方だとかその検証が現実として見えてくるのかと思いますので、この辺はそちらの団体に期待をしながら、こういう小型翻訳機が必要な時代になってきていますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

まずは、市民部の窓口の関係からを含めて2回目の質問とさせていただきます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 嶋田和興君 それでは、私から行政の窓口対応における翻訳機の導入ということでご答弁を申し上げたいと思います。

実証実験もやっているというようなお話をございました。私どもも調べてみると、先ほど議員さんが言われた機関での民間との協働での実証実験に関しましては、これについては来年1月までというような話も聞いております。またその後延長もあるのかもしれません。ただ、来年1月に合わせるには、スマートフォンなりタブレットの用意とかもあってなかなか難しいのかというようなことが考えられます。また延びれば、その後どうするかというようなところもございます。

今回調べた中に、実際、砂川地区消防組合でも救急ボイストラ、救急現場の多言語用翻訳アプリを使って、これもいろいろ実証実験をした中で使用頻度が高い救急の定型文を会話として使ったような言語のアプリが平成30年7月から導入されていて、実際利用として2件があって、タイ語とか中国語で使われたというような、近くでそういう事例もござ

います。まだまだ実証実験が進んでいるというところで、先ほど議員さんから言われたように、行政の窓口ですので、個人情報なりプライバシーの問題もあって慎重に対応しなければならない部分もあるのかと思いますので、今後いろいろ取り入れている自治体等の部分をまずは調査をさせていただいて、今後外国人も、国のはうでもいろいろ人手不足などから新しい在留資格みたいなものの制度もできておりますので、今後ますますふえると思いますので、まずはその辺の実際に導入している自治体等での調査を優先的に進めていきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 小型翻訳機の関係については、いろいろな形で調査もし、検証もしながらということなものですから、若干時間がかかるのかと思思いますけれども、専門の例えれば多言語を話せる、会話のできる職員が大勢いるのであればそれは構わないと思うのですけれども、そういった機械を使って可能な時代が来たのだと思いますので、そういったことはしっかりとやっていただきたいと思いますし、道内でいうと釧路市が、先ごろの新聞を見ると、小型翻訳機を導入して、市役所本庁舎と防災庁舎と、あとあそこは阿寒国立公園だとか港も控えているので、観光地にも順次配置していくといったことでやっています。ただ、窓口業務の関係のときには行政の専門用語というのがあって、これをいろいろ調べていくと、同じ機械を入れたはいいけれども、観光客の対応はいいのだけれども、行政のはうになると専門用語でしっかりと対応し切れない、場合によっては間違った手続の受け答えをしてしまうというような事例もあると聞いておりますので、そういったことも含めながらしっかりと検証していただき、小型翻訳機の活用についてより一層努力していただきたいということをお話を、1つ目の質問についてはこれで終わりたいと思います。

それで、続いてなのですから、フレイル健診についてということで、私もフレイル健診とは何ぞやと最初は思ったところなのですが、昨今テレビだとか新聞報道を通して結構特集を組んでいるのですよ、フレイルについて。フレイルとは要介護になる一歩手前ということで、多少元気なのだけれども、ひょっとしたら要介護に移っていくのではないかといった中間の段階であって、健康であるプレフレイル、フレイル、そして要介護1という順番があるらしいのですけれども、これについて質問をさせていただいたところですが、部長からもフレイルについてのお話をもしていただいたところであり、75歳以上の後期高齢者、国は来年から健診の導入だといったことも言っておりまし、質問についても厚生労働省はもう全15問の質問票をつくっていますので、恐らくこれがベースなのだと思います。まさに食、運動、社会参加、要するにこれが一つのサイクルで動くことによって要介護にならないようしてほしいということなのかと思っています。

そこで、今言ったのがフレイルサイクルなのです。高齢者の体は弱ってくると筋肉の量も質も低下し、筋力が衰えてくるようになってしまいます。このような状況に陥ると外出しなくなる。そうすると、今度はエネルギーの消費量が減る。要は外出しなくなるということ

は外に出ない、歩かない、運動もしないといったことにつながって、今度はエネルギーの消費量が減ってしまう。エネルギーの消費量が減ってしまうと、今度は食欲が落ちる。要するに体を動かせないと食べたいなという気持ち、体を動かすためのエネルギーを必要としなくなることによって食欲が落ちる。食欲が落ちると栄養不足になる、これがフレイルサイクルということで、順繰り回っていくと最終的には要介護になってしまう人がふえてくるといったことが、悪循環であるということで、要はこの逆をすることが好循環につながるのだろうと思っております。

そんなことを思いながら、75歳以上の後期高齢者にフレイル健診導入ということでもあります、ちなみに75歳以上の健康診断をされている方たちの実施率というか、この辺現状押さえていることがあるのだったら教えていただけないかと思うのですけれども。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 後期高齢者の健診の受診率というご質問でございますが、平成30年度の受診状況につきましては、対象となる方が約3,000名いらっしゃいます。その中で受診者数については約300人になりますので、受診率については10%程度という実績でございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 75歳以上の健康診断を受けてる方たちはおおむね3,000名程度で、300名で10%であるということで、この数字だけがひとり歩きしても困るので、私なりに思うのは、健康診断を受けて受診率が300名で10%かもしれないのですけれども、75歳以上になると病院への通院という方たちも結構多いのではないかと思っています。ということは、通院をしていると改めて健診をしなくとも、病院でいろいろな診断を受けながら、ある面では体の調子を見てもらっているということから考えると、健診率としては10%かもしれないけれども、通院している高齢者のことを考えるとまだまだプラスアルファで若干多いのかと私は勝手に推測をしたところなのですけれども、そういった場合もあり得るということでおろしいのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 手元に詳細な資料はございませんが、ふれあいセンターの保健師からの話ですと、健診を受けられている方は10%程度ですが、受けない理由というのを聞き取りで確認したところ、既にもう病院といいますか、通院して治療している持病があるというような方が数多くいらっしゃいますので、そういう機会で自分の体の状態を把握しているものと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。そういう方たちもいるということを改めて私も実感させていただくところであります。

今回來年度から厚生労働省は75歳以上の後期高齢者にはフレイル健診を導入しますと

いうことなのですけれども、国の動きですから、フレイル健診を受ける人方に対しても何がしかの、国は結構数値目標と言うものですから、こういった部分は国からもう既に話として何かあるのでしょうか。もしその辺の状況もわかるのであれば、教えていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 来年度から始まるフレイル健診に限定した目安といいますか、目標自体はございませんが、広域連合で策定しております保健事業の計画につきましては、その内容で北海道全体の目標が15%ということで設定されておりますので、私どもも新年度といいますか、もう既に15%が道の目標でございますから、それが一つの目安になろうかと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 目安としては15%ということで、それぞれ後期高齢者の健診も恐らく病院でする部分が多くあるのかと思いますし、調べていくとお医者さんが健診をするときもあれば、今の高齢者は体操とか、いろいろなところへ行ったり、サロンだとかも運動で参加したりといろいろなことがあって、場合によってはそういったところでもフレイル健診という、要は質問票ですから、そういったものを活用して広めていくといったこともありますので、この辺をしっかりと調査しながら、できる場面があれば大いに活用していくてもいいのかと思っています。ただ、フレイル健診、先ほど言ったように厚労省で15問予定していますが、結構ブロックごとに区分けしております。食生活の関係、運動のこと、社会参加のこと、それらをトータルで把握した中で、保健師と管理栄養士だとか、いろいろな人方と一緒に、要するにフレイルになっているのか、フレイルの前の兆しなのか、もしくはまだ健康なのかといったことになっているのかと思っていますので、この辺もしっかりとやっていただきたいと思います。

そこで、今回は75歳以上で、来年から初めてなのですけれども、私は75歳以上ではなくて65歳以上の高齢者から既にフレイル健診の実施はできないのかなと思っております。というのは、65歳以上の高齢者のうちフレイルになっているのは1割、約350万人という推計があります。フレイルの高齢者のその後の調査では、3割以上が2年後に要介護認定を受けていたという報告もあり、さらに認知症になる可能性が高いとの研究報告もあります。そして、歩行や食事、入浴が一人では難しくなり、入院や死亡リスクが2倍前後に高まるとも言われているということがあるものですからいち早く、フレイルになる前のプレフレイル、元気といった部分が必要だと思いますので、そういったことを考えると65歳以上の高齢者に向けてのフレイル健診を砂川独自としてやっていてもいいのかと思うのですが、この考え方について何かあれば、聞かせいただきたいと思うのですか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 後期高齢のフレイル健診の年齢を65歳ということでござ

いますが、後期高齢の健診につきましては制度として年齢が定まっておりまして、そちらについての健診の際にフレイルという視点を反映させるという考え方でございます。その以前の65歳以上になりますと、国保でいいますと特定健診でふれあいセンターでかかわっているものでございまして、その中でも健診を受けられた方については保健指導をしておりますので、その中でフレイルの視点も、今現在もそういう視点も取り入れて保健指導しているものでございますし、また介護予防の部分では地域で実施していただいているサロン活動の際にも、回数は限定されておりますが、市立病院のご協力でリハ職の専門職の方に加わっていただいて指導してもらっているという状態でもあります。そういった形で、特別フレイルというところに限定するものではなくて、65歳以上の方につきましてもフレイルの視点も含めた中で全体的な保健指導に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 10歳若い65歳以上から導入してはどうかというお話をさせていただいたところであります。私も年1回、国保の特定健診も受けさせていただいておりますし、そういった健診の中でも、どちらかというと我々が受けているのは生活習慣病予防の関係の問診票も含めてもらっておりますので、そういったときにもフレイルという部分のことも検討して、より一層努力していただきたいと思っています。というのは、2011年から、国立の高齢者と医療の関係の研究センターが愛知県大府市にあって、そこから調査研究が始まっていることがあります。そのときに65歳で調査に参加した住民の方たちが、あれからもう8年くらいになるので、七十二、三になっているのですけれども、65歳の方でもプレフレイル、要するにフレイルの一歩手前だったということから、指導を受けて、今七十二、三歳ですけれども、しっかりその後食生活、運動だとかいろいろして、今は至って健康体でいると。

国自体が健康寿命を延ばそうという、フレイル対策はその一つなのだと思っておりますので、そういったことを考えるといち早くフレイルになる手前の状況まで把握できるような努力は必要なのだと思っています。これは来年度からの導入なので、初めてであるわけですから、今後実施していくに当たっていろいろ住民の皆さんにも理解もしてもらって認知もされてくるのだろうと思っていますので、より一層努力していただきたいと思います。

ただ、最後にこの関係で、フレイル健診は新聞報道とかテレビでもいろいろ特集でやっているのですけれども、砂川市としてもしっかりと周知とかPRが必要なのではないかと思うのです。私は国保の特定健診を受けていますけれども、ふれあいセンターから来る文書の中にいろいろ健診の関係とかがありますけれども、3,000人ほど75歳以上もいる。国保の特定健診をしている方もデータとして押さえているわけですから、そういった方も含めて何かの機会にしっかりとフレイルとフレイル健診のことを周知してもいいのではないかと思うのですが、この考え方についてお聞かせいただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 周知の方法についての考え方でございますが、後期高齢の健診につきましては、市内の開業医のご協力をえながら実施しているところでございまして、健診を受けられた方には全て保健指導をさせていただいております。そういういたところでの周知もありますし、また広報紙の部分での周知もございます。また、年1回、対象者全員に個別で通知をしておりますので、そういういた場面を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。大きな2点目のフレイル健診修については、多くの答弁をいただきました。より一層努力していただきたいということをお話しして、この件については終わりたいと思います。

大きな3点目の子育て支援についてということで、先ほど答弁もいただいたところであります。砂川市も先ほどの答弁を聞く中で、市として北海道との連携も通しながら、国、北海道、そして砂川市は独自の子育て支援について、多岐にわたったこともされているのだと改めて実感をさせていただきましたし、これだけでも砂川は特色あるまちなのだという思いをさせていただいたところでありますけれども、こういった中で市においても国の制度を活用した支援のほか、今言ったような独自のさまざまな子育て支援の施策を実施してきているところでもあるのですけれども、ただ今のこの経済状況を含めて子育て世代の抱える不安要素は依然として根強い部分があると思っていますし、経済的な不安感もまだまだあると私は感じております。

そういう中からも、11月に行われた私たちの市議会主催の議会懇談会の席においてや、さらには11月に3日間にわたって行われておりますけれども、第7期総合計画の策定に向けた市民懇談会、こういった説明会等を含めながら多くの皆さんからの意見が出ていると思っています。市民からは、少子化対策の充実や近隣市町との子供医療費の格差、医療費の助成の拡大といった意見があるということで、私も改めて議会懇談会のときに出していた要点をまとめた項目だとか、さらには市民懇談会、第7期総合計画に向けたときのどういうようなことも含めてということで、いろいろ資料を改めて見させていただくと、こういったことが話題になっているのだなと思っております。

それで、市全体では、先ほどの1回目の質問に対する答弁でもいろいろ施策、さまざまな施策を実施しているという中で予算、事業費もかかっているとは思いますけれども、支援策の選択にいろいろな苦慮されるものと考えなければいけないと思っています。しかしながら、これから砂川市のためにも次の要するに次代の社会を担う子供たちを育っていくということは、私たちも含めて社会全体で支援するということが大変重要なのだと私も痛切に感じているところであります。そこで、今後の子育て支援策について市長自身どのような考えをされているのか、この機会に聞かせいただければありがたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 私から子育て支援についてお答えをさせていただきます。

平成27年に地方創生の中で子育て支援、これを実施するときに、一体どんなアプローチでやつたらいいのだろうかというの私が課せられた課題でありまして、当時の国の状況を見ますと社会保障費が物すごい勢いでふえている。国の対策は、社会保障費、特に医療費と介護に係る経費を抑えるのが政府の一番大きな目標で、消費税の増税の話もこの社会保障費対策をするために税を上げなければならないというのが当初の国の目的でございまして、それはいまだに変わっておりません。社会保障費は、物すごい勢いで今でもふえてきている。

それで、27年、地方創生の中で交付金も出るということで、子育て何をやつたらいいのだろうかと、そこで直接お母さんたちに話を聞いたほうがいいのだろうと、メニュー 자체はいろいろ持っていましたけれども、本当に望むものをやるべきなのだろうということで、3カ所ぐらいで懇談会を開きながらお母さんたちとやりとりした中で医療費の無料化の話も出てきました。ただ、私としては、医療費の無料化をやるのは簡単だけれども、それをやるとさらに医療費が上がって、その分が国保にもはね返ってくるのではないかと。交付税に影響を及ぼさない方法をとるべきだろうと。ですから、砂川市の子育て支援の内容については先ほど保健福祉部長が言いましたから、今さら私から申し上げませんけれども、メニュー的、金額的には岩見沢と砂川は双璧でトップを空知では走っています。うちが劣っているわけではない。

ただ、私のやり方は医療費の増嵩に影響を及ぼす医療費の無料化ではなくて、違うところにそのお金をやりたいと。それで、お母さんたちにどんな事業がいいですかと聞いた事業のほとんどは私は実施したつもりです。特にお金のかかる病児・病後児保育ですか、これは市立病院があるからできるので、なかなかほかの市でやるのも厳しいのですけれども、これにもお金がかかっています。ただ、砂川のお母さんたちはほとんど共稼ぎです。9割ぐらい共稼ぎですから、そのときに言われたのは、共稼ぎをしたくても、職場に行くと小さい子供がいると風邪を引いたとか病気で休まれるので、なかなか雇ってもらえない、そういうときに預けられるところをつくってほしいという意見が結構出まして、それをもとにして病児・病後児保育を病院の中に設置した。それから、保育所の2子目は半額、3子目無料も所得制限も年齢制限も撤廃してやっている。そういうことを合わせる当初は7,000万ぐらいのお金が市から出ていて、今は5,000万ぐらいに減りましたけれども、額的にはすごい額。うちは子育てについては、先進市とは言いませんけれども、進んでいる部類のほうに空知では入っているところでございます。

それで、私が悩ましいのは、それはお母さんたちにも話しているので、お母さんたちはわかっているのです。市長の考え方は、医療費に波及すると、それをそこにやつてしまうと国保に影響したり、国が医療費を抑えようとしてるところに違うことをやることによってペナルティーが来るだろうと、国保の場合はもうペナルティーが来ていますので、うち

がやらないで特定健診の率を全道3位にして、国保の収納率を100%にしたおかげで、国民健康保険税は全道で5番目ぐらいですか、低い状況にあるというのもそういう努力の成果の中で出てきている。だから、私自身は、医療費の無料化は道でやっている未満児までだったらオーケーだけれども、それで以上はしたくないというのがございまして、お母さんたちもわかつていてまして、私のところに来て言うのは、ほかのことを全全部やってもらって、砂川がすごいのはわかっていますと、だけれどもみんなやっているから1割でも、全部とは言いません、やってくださいという声が最近、総合計画のときもそうです。

それ以外のときも、保育所へ行ってお話を聞いたときにもそういうことを言われ、特に歯の場合にお金がかかっているので、何とか1割でもという話を聞くにつれて、私の理念というか、国保を安定させて子育てのほうもやるという理論、私の理論は間違っていないと思います。恐らくそれをやると将来ペナルティー、これだけ医療費が上がってくるとペナルティーが総務省から来るだろうと読んでいます。いつかはわかりません。かなり総務省の雰囲気はびりびりしていますので、それが病院の再編につながったり、全部もとは一緒になっているのです。医療費をどうやって下げるか。それを心配すると、正直言って、ここでこんなことを言っていいのかどうか、難しいのですけれども、私自身も悩むのです。今はお金があるから、できる範疇です。ただ、5年後、10年後にどうなるかを心配したときに、そのときに私はもう市長ではないかも、恐らくないでしょう。そのときの体制を心配、後の人々にツケを回すのではないかというのが私の一番苦慮しているところと、実際のお母さんたちの言う生の声の中でどう折り合いをつけたらいいのだろうかと悩んでいます。これが私の偽らざる気持ちでございまして、まだ新年度の予算まで時間がございます。ほかの市町村のやっている状況の中で、その一部だけ実施しているところの項目も勘案しながらいろいろ検討させていただきたいと、今ここで結論を申し上げることは残念ながらできないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 市長の生の声としていろいろ今までの経過も含めて、今回は議会の懇談会の場でもそういった話もあったり、総合計画の市民説明会のときもあったり、市長はみずから子供を持っている子育て世代の母親の皆さんともお話をしたりということであったのかと思っています。

最後に、どうしても印象に残るのが悩んでいるといったことで、残念ながらこの場で方向性というのは導き出されておりませんけれども、今全国的に見ても確かにそういった方向に流れているというのは私も感じております。ただ、砂川市として、この砂川に住んでいてよかったな、そしてさらには子育てをこのまちでできてよかったなというようなより一層の気持ちにさせてもらうことをお願い申し上げながら、新年度予算に向けてまだまだ時間もといいながら、もう余りなくなってきておりますけれども、その辺も含めながらより一層ご検討いただければということをお話しして、私の一般質問はこれにて終わりたい

と思います。どうもありがとうございました。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 通告に基づきまして一般質問させていただきます。

大きな1つ目といたしまして、消費税10%への増税による市民生活への影響について。安倍政権は、2014年4月に消費税5%から8%に、そしてことし10月から10%へと2度にわたり消費税を増税し、合計13兆円もの増税を強行しました。一つの内閣で2度もの大増税を強行したのは、戦後どの内閣もやったことのないことです。消費税を10%に増税してから2カ月余り過ぎましたが、日本経済の落ち込み、個人消費の落ち込みは政府の統計でも明らかになっています。そこで、市内の経済状況や市民生活への具体的な影響について次のとおり伺います。

- (1) 消費税10%への増税後の市内商店の売り上げ状況や市内の経済状況について。
- (2) 住民税非課税世帯等を対象としているプレミアムつき商品券の申請状況について。
- (3) ポイント還元事業への加盟店申請状況とキャッシュレス決済の利用状況について。

大きな2つ目といたしまして、砂川市予約型乗合タクシーの改善についてです。平成25年度と平成26年度に実証調査運行を行い、平成27年10月1日より本格運行を始めた予約型乗合タクシーは、実施から4年が経過いたしました。買い物、通院、お出かけなどに便利だと言われていますが、この間の実施状況を踏まえ、以下のことについて伺います。

- (1) この4年間の年度別利用者数について。
- (2) 運賃珍設定の考え方について、試行運転のときは一律300円でしたが、本格運行では300円区間と500円区間に分けられましたが、一律運賃にする考えはないか。
- (3) まちなかの乗降場所は現在8か所ですが、増加する考えはないか。
- (4) 高齢者や障害者の利用が多いので、乗降口の改善について。
- (5) 予約時間や運行時間の延長について、現在予約時間が午前8時から午後4時までとなっていますが、午後6時までに延長できないか。また、行きの便の運行時間の最終が午後2時となっていますが、せめて午後4時くらいまで延長できないか。
- (6) 今後高齢化が一層進み、国の運転免許証の返納などにより、乗合タクシーなど公共交通の充実は極めて重要な課題です。例えば小中学生や高校生の通学も含め、今後の充実について伺います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から大きな1、消費税10%への増税による市民生活への影響についての（1）と（3）についてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）の消費税10%への増税後の市内商店の売り上げ状況や市内の経済状況についてであります。平成28年11月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が成立し、令和元年10月1日に消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度の導入が行われたところであります。また、同時に、国は前回の平成26年度の引き上げで消費低迷が長引いた苦い経験を教訓として、住宅ローン減税の延長や自動車保有に係る税の恒久減税などの税制面と軽減税率の導入やキャッシュレス決済によるポイントの還元、プレミアムつき商品券の発行などの財政面での支援策を講じているところであります。

ご質問の増税後の市内商店の売り上げ状況につきましては、軽減税率の適用を受ける品目を取り扱う商店においては、増税前と増税後にさほど影響はない状況にあり、軽減税率の適用を受けない品目を取り扱う商店の多くでは消費税率引き上げ前と比較してさほど売り上げは減少していないとのことであります。一部の商店では客足が遠のいているとのことであり、特に飲食業及びそれに関連する商店においては売り上げに影響を及ぼしているといったお話を聞きしているところであります。

また、市内の経済状況につきましては、北門信用金庫が中空知131事業所を対象に実施した景気動向調査によりますと、景気がよいと回答した事業所数から景気が悪いと回答した事業所数を差し引いた業況判断指数について、10月から12月期の業況判断指数の見通しは7月から9月期と比べ11ポイント悪化し、マイナス13ポイントとなる見通しとされており、この主因が消費税率の引き上げによるものと分析されているところであります。こうした金融機関による見通しはあるものの、市内商店主からお聞きしたお話を総合すると市内の経済状況は消費税率引き上げにより特段悪くなつたといった感は少なく、多くは消費税率引き上げ前から続く景気の低迷により引き続き厳しい状況にあるものと考えているところであります。

続きまして、（3）のポイント還元事業への加盟店申請状況とキャッシュレス決済の利用状況についてでありますが、ポイント還元事業は消費税率の引き上げに伴う消費の低迷を極力抑えることと消費者の利便性向上の観点も含めた施策として、中小の小売店でクレジットカードや電子マネーなどを利用し、キャッシュレス決済した際には消費者に5%分を、また同様に大企業のフランチャイズに加盟する中小企業でクレジットカードや電子マネーなどを利用し、キャッシュレス決済した際には消費者に2%還元するといったものであります。この事業への加盟店申請の状況につきましては把握しておりませんが、砂川市内における令和元年12月2日現在のポイント還元事業登録加盟店舗数は、一般社団法

人キャッシュレス推進協議会のホームページでは93店舗となっております。業種及び還元ポイント別の内訳は、小売業で2%還元店舗数は15店舗、5%還元店舗数は49店舗、サービス業で2%還元店舗数は1店舗、5%還元店舗数は26店舗、その他業種で5%還元店舗数は2店舗となっているところであります。砂川市内においては主に小売業で5%還元店舗が登録店舗数の半数以上を占めている状況にあります。また、キャッシュレス決済の利用状況につきましては、一部の商店においてはキャッシュレス利用者が倍増したといったお話を聞きしておりますが、市内店舗利用者の多くが高齢者であることもあります。ポイント還元実施前と比べ若干ふえている感じではいるものの、期待していたほどの売り上げの増加には結びついていないといったお話を聞きしているところであります。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1の(2)住民税非課税世帯等を対象としているプレミアムつき商品券の申請状況についてご答弁申し上げます。

プレミアムつき商品券は、消費税率の10%への引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起し、下支えするため、所得の少ない方及び子育て世帯を対象に本年9月24日より販売を開始したところであります。対象者は、住民税非課税の方と学齢3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯の方であり、そのうち住民税非課税で対象となる見込みの方には購入引換券交付申請書を7月から8月に、また子育て世帯の方には購入引換券を9月から10月にそれぞれ郵送したところであります。

本年11月末現在の申請状況等につきましては、住民税非課税で対象となる見込みの方として購入引換券交付申請書を郵送した3,022世帯、3,816人のうち、申請されたのは1,728人で、申請割合は45.3%、申請後に購入された方は1,329人で、購入割合は34.8%であります。また、子育て世帯につきましては、対象が279世帯、304人であり、購入された方は124人で、購入割合は40.7%であります。全体では、対象が3,301世帯、4,120人で、購入者は1,453人、購入割合は35.2%となっているところであります。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 嶋田和興君 (登壇) 私から大きな2、砂川市予約型乗合タクシーの改善についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)この4年間の年度別利用者数についてであります。開始年度であります平成27年度10月から3月までは行き帰り合わせて3,138人、平成28年度は7,294人、平成29年度は9,611人、平成30年度は8,617人であります。

続きまして、(2)運賃設定の考え方についてであります。運賃につきましては一の沢、空知太、富平地区及び北光、焼山地区の一部が片道で大人500円、その他の地区が大人300円と設定しております。運賃設定の考え方につきましては、平成26年度の実証調査運行の結果、市街地から4キロメートル以上の地域を運行する北エリア2が平均運

行距離7キロメートルとほかのエリアと比較し、2倍以上の運行距離となっていたことや1便平均の運行経費で見ると北エリア2がほかのエリアと比較し、およそ2倍の経費となっていたことから、利用しない方との税負担の公平性や受益者負担等を考慮し、市街地から4キロメートルを基準に、4キロメートル以内を300円、4キロメートル以上は500円として設定したところあります。一律運賃につきましては、住民の生活に必要な旅客輸送の確保などを協議する砂川市地域公共交通会議において協議をしておりますが、運行経費を踏まえた受益者負担のあり方やほかの交通機関との整合、タクシー事業者への影響などから現状の料金体系を継続していくものとしております。

続きまして、(3)まちなかの乗降場所8か所を増加する考えはないかについてであります、砂川市予約型乗合タクシーは交通機関の乗り継ぎによる公共交通の利便性向上、まちなかへのアクセス向上などを目標としていることから、現在まちなか乗降地は砂川駅や砂川市立病院、公民館、ふれあいセンター、買い物施設など市民の利用が多い8カ所を設定しております。現在の乗降地のほかに追加することにつきましては、自宅からまちなか乗降地までおおよそ30分で到着する運行としていることができなくなることや、平日の基本車両をジャンボ型で運行しているため、停車スペースや小回りがきかない問題等を考慮しなければならないこともあります、簡単には追加ができない状況であります。

続きまして、(4)高齢者や障害者の利用が多いことによる乗降口の改善についてであります、予約型乗合タクシーの運行車両は平日の基本車両をジャンボ型で、土日等をセダン型で運行しております。ジャンボ型車両につきましては、本格運行に際し、複数の方が利用することなどから、低床やシートが昇降する福祉車両ではなく一般的なワゴン車両を3台購入しております。このことから、現在の車両の乗降を改善することは難しいものと考えております。なお、乗車に不安がある方につきましては、利用登録申請時に内容を記入していただいたり、予約の際にオペレーターに申し伝えていただくか運転手に直接伝えていただきて、乗車の際に手助けをするなど不安の解消を図っているところであります。

続きまして、(5)予約時間や運行時間の延長についてであります、予約につきましては予約専用ダイヤルを設置し、タクシー事業者のうち1社が予約を取りまとめ、取りまとめた内容を各エリア担当のタクシー事業者へファクスで連絡し、連絡を受けた各タクシー事業者では運行経路の組み立てや配車計画などの一連の事務作業を行っております。このことから、予約を受けてから各エリアでの配車に向けての作業に時間を要するため、行きの便については前日の8時から16時までの予約としたところであります。予約時間の延長につきましては、延長によるさらなる人員配置も必要なこともあります、現状での延長は難しいものと考えております。なお、平成28年10月より、当日の12時以降の行きの便の利用につきましては当日の8時から10時までの間に予約ができるよう改善したところであります。

次に、運行時間の延長につきましては、平成25年度の実証調査運行で15時まで行き

の便を設定しておりましたが、便別利用状況を検討し、平成26年度の実証調査運行では需要に応じたサービスを確保するため、1時間に1本程度の便数とし、行きの便は14時までに変更したところであります。本格運行では、アンケート調査で要望が多かったことから、行きは12時の便、帰りは12時台と17時台の便を追加したところであります。行きの便を16時ぐらいまでの延長につきましては、運行時間について利用状況や運行事業者との協議などを経て決定しておりますので、もう少し現在の運行時間での実績を見きわめたいと考えております。

続きまして、（6）乗合タクシーの今後の充実についてであります、市で導入しました予約型乗合タクシーは地域公共交通確保維持改善事業、地域内フィーダー系統補助に基づく国の支援を受けながら、交通空白地域の改善、交通不便地域の移動確保を目的として、交通機関の乗り継ぎによる公共交通の利便性向上、まちなかへのアクセス向上を目標に運行を開始しております。主な補助要件の一つに地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有する必要があることから、幹線系統である路線バス及び都市間高速バスとの接続を砂川市立病院前バス停留所において、JR函館本線との接続は砂川駅停留所で接続できるような配置としており、これに利用の多い公共施設や買い物施設を加えているところであります。予約型乗合タクシーを国の補助目的以外の用途などに使用してしまうことで国の支援を受けることができなくなると予約型乗合タクシーの運行を継続することが難しくなることも考えられることから、今後も国の補助を活用しながら、改善できることは改善し、市民の交通手段の確保を図ってまいりたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 順を追って質問させていただきたいと思います。

まず、大きな1一つ目の（1）と（3）についてですけれども、市内経済の影響について政府や経済産業省の調査でも、消費税増税後の10月の小売販売額は前年同月比7.1%減で、小売業と卸売の合計9.1%の減となったとし、10月の景気状況判断は前月に比べ10ポイントも低下したと発表しており、北海道ではもっと低下しており、日本の経済や地域経済に大きな影響を与えています。これに伴い、国はまたマイナンバーを利用してマイナンバーで25%という策はマイナンバーセキュリティー上問題があるなど、これからもさらに内容が複雑化していき、カードを持っていない方、さらにカードをつくれない方、市民の特に高齢者の方が恩恵を受けていなかったり、大変な思いをしておられます。

商店街では、9月はとても忙しく、駆け込みなどがありました。10月からはぱったりということや、市役所の建設があったのでよかったです。それから、うちはポイント還元の登録をしていないのでごめんなさいというお言葉や、それから手続に時間がかかり、まだできていませんという言葉や、10月からの消費の落ち込み、そして食品は8%なのですけれども、例えばビニール等、そういったお店でかかる消耗品は全部10%になってしまったので、負担が困るというような声が出ています。

このように消費者や小売店が大変な思いをしておりますが、それと北海道新聞に、ポイント還元の恩恵がまだら、各加盟店数、市町ごと大きな差、仕組み複雑、消費者は困惑している。そして、岩見沢市は465店舗、5.8%の人口当たりの加盟店、それから美唄市は133店舗、6.3%の人口当たり、それから滝川市は248店舗、6.2%の人口当たりです。それから、砂川市は117店舗、6.9%の人口当たりというようなことで、高齢者の方は現金で支払う主義なので、クレジットカードも持っていない、還元制度の仕組みが複雑だと言い、理解したころには制度終了を迎えるという言葉が出ております。この117と先ほどのお答えの中にありました件数、九十何店舗かあったと思うのですけれども、その差についてもお伺いしたいのと、あとこちらはしんぶん赤旗なのですけれども、税の公平負担かすポイント還元、利用状況に格差がある。ポイント還元目当てだと無駄なものまで買いがちだが、そんな余裕はない。お金持ばかりが恩恵を受ける。しかも、地域によって利用しさしやすさが違うと、公正、公平を負かしているという報道もあります。そんな中で、市内の消費者や小売店が特別にいろいろな疑問を感じている中での市としての施策や取り組み、相談窓口について伺います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 まず、還元店舗の数ということで、議員さんのお手元には117店舗ということでした。答弁の中では93店舗とご答弁させていただいております。これは、キャッシュレス最大5%還元ということで行われている中で、これは協議会なのですけれども、そちらのほうで公表している店舗数が93ということでございます。自分のお店が2%還元なのか5%還元なのかということで、まずは自分の店舗がどこに該当するかということがあるのですけれども、砂川の小売店の場合はほぼ5%還元に該当する店舗だと考えております。取り組もうと思ったときに、クレジットカードとかという会社、まずはそこに申請をしまして、その中で最終的にお店にポスターとステッカーとかが届いて実施されるのですけれども、申請してから最終的にそのシステムに加盟店が登録されるという状況になるまで約2カ月の時間を要するといった状況があるようです。ですから、今の93店舗と117店舗の差については、把握している段階での2カ月の差というのがありますので、正確な数字は公表されている数字で比較されてほしいと考えております。

あと、今回消費税が引き上げになったことについてでございますが、我々といたしましては消費税が今回引き上げになったわけですが、そもそも消費税が引き上がることにつきましては最近決まったものではなくて、8%を10%にしますというのは平成24年度に将来的に8%にする、10%にするという法律が成立しまして、10%にするに当たっては2度ほどの延期があって今回施行されたということでございます。我々としましては、法律が成立し、施行された場合についてはその制度にのっとって遅滞なく肃々と対応していくということでございますので、ただその中でその制度を運用していく中で、さまざまな分野で市内に影響があることは考えられます。その状況に対して市としてどういうよう

な支援をしていくかということは、十分考えていかなければいけないことだと思っております。今回につきましては、引き上げられたことに対しての市としての施策は特段今のところはないのですけれども、これまでも例えば商店会連合会の皆さんのが取り組んでいる商品券の発行事業に対して市として支援をしていたり、あと会議所が実施しているプレミアム商品券の発行につきましても市として支援をしていくということで、経済的な支援はこれまでしておりますし、今後も状況を見ながら、さらに充実が必要なのか、新たな施策が必要なのかにつきましては今後の状況を踏まえながら考えていきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今後を見ながら考えていいたいと思います。

それでは、続きまして（2）の住民税、プレミアム商品券の申請についてのことでございますが、例えば全体で約35%の購入ということで余り伸びていないように思われます。市民の方々の声としては、市役所まで行くのにタクシ一代がかかるので、その分恩恵が結局受けられないから行かないとか、あと新聞によりますとプレミアム商品券申請低調、手続の難しさが影響しているのかということで、申請方法やどこで商品券が使えるのかわからないなどの問い合わせが多い。手続が複雑で、申請書をよく読まず、そのままにしている等の報道もございます。このようにいろいろな声があるのですけれども、これまでどのような周知方法をとられてきたのか伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 プレミアムつき商品券の周知方法のご質問でございます。こちらの周知方法につきましては、広報すながわ7月15日号で周知しますとともに、市のホームページ、また1回目の答弁でもお話ししましたが、対象となる可能性のある方についてはご案内を差し上げておりますし、また子育ての世帯につきましては、該当する世帯の方に個別にお知らせをしているという状況でございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、大きくくりの1つ目の質問の最後といたしまして質問させていただきますが、消費税が日本に導入されてから31年、この間消費税収入は397兆円です。一方、この間の消費税は298兆円も減り、所得税、住民税も275兆円減り、合わせて573兆円減りました。このように、消費税は社会保障のためでもなく、財政再建のためでもなく、大企業と富裕層の減税の穴埋めに使われたことは明らかです。私たちは、最悪の不公平税制である消費税は廃止すべきだと考えております。同時に、政府が消費税10%を強行した上で、野党が減税に向けて共闘を発展させる上で当面の消費税を5%に戻すように呼びかけております。消費税増税に伴いまして保育、幼児教育の無償化となりましたが、これもまた金持ちの方が得する仕組みになっております。住民の生活を厳しくし、地域の経済を壊す消費税増税について市長はどのような考え方を持っておられるのか伺います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 消費増税について市長がどのように考えているかという質問でございますけれども、もともと全国市長会は消費税の増税に賛成しております。社会保障費がこんなに伸びているときに、その施策というか、負担は地方自治体も負っていると。だから、消費税の中には地方の負担分も見込んでいます。それなしにやってしまうと今度市町村がパンクしてしまう、それだけを市町村の自前の財源でやるとすれば。だから、いろいろな問題はあったけれども、全国市長会はそれを反対しなかった。それほど社会保障費は物すごい勢い伸びているのです。それをどう制するかというのを自治体と国の中で今生懸命やっている。それが社会保障費のほうに使われているし、それから子育てのほうにも消費税の中身は使われていることになっています。

私は実務的に細かいところまで内容を把握していないのですけれども、国の政治的なものは抜きにして、私が一番今気に入っているのは砂川市の社会保障費をどうやって抑えているかと。介護の費用は国と道と市町村と本人で賄っているのです、介護保険は。だから、介護保険の額を圧縮することによって市の負担分が減る、減った分だけ砂川市の財源が浮いて、ほかのまちよりは多少いろいろな事業ができるというのがございます。だから、財政が多少むちゃなことをしてしまうと破綻して変なことになってしまうので、国の方の消費税を上げるというのはある程度、中身の問題は別ですよ、ただ上げざるを得ない状況というのは、社会保障費がほとんど、国の予算のうちの自由に使える金の3割はほとんど社会保障費で占めてるものですから、あれだけふえてしまうと消費税を上げないと、ほかから財源ないですから。だから、それ自体については私は、ほかのほうの不満なことはいっぱいあります。あるけれども、上げること自体についてはやむを得ないだろうなと思っています。

ただ、ほかの出し方とかいろいろな、先ほど論議していましたけれども、商品券が云々とかっていろいろあるのがいいかどうか、周知の方法ではなくて使い勝手が悪いからみんな来ないだけで、あれは周知が悪いわけではありません。普通のプレミアム商品券はみんな来ますから。だから、周知方法ではなくて、あれは使い勝手が悪いのではないかと私は思っております。全部答えになったかどうかわからないのですけれども、国の政策に対し私の言える範疇というのは限られているものですから、ここでご理解をいただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 続きまして、砂川市予約型乗合タクシーの改善について伺います。

(1) と (2) についてですけれども、(1) について利用者数について伺いましたけれども、この中の300円と500円の利用者について人数的なものがわかれればお知らせいただきたいと思います。それと、300円、500円負担になっておりますが、500円負担のところでは4キロで区切りをつけているので、地図にもありますけれども、お

隣の方と300円と500円と違ってしまうこともあります。それで、ご夫婦だと500円になりますと片道1,000円、往復で2,000円になるので、300円のときは使っていましたが、500円になってから利用していません、そんな意見もあります。それと、この地図にも見られますけれども、砂川市のJRと市立病院などを中心にしているために、全体に偏っているのですよ、地域が。それで、遠くの方が特に利用したい方が500円になってしまっている。その場所を中心部から300円ではなく、もう少しずらした位置から、砂川市の全体の土地の範囲、面積から割り出すということも考えられるかと思うのですけれども、そのことについて伺います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 嶋田和興君 予約型乗合タクシーの500円、300円の関係のご質問でございます。

平成30年度の利用実績による500円での利用の方につきましては1,281人で、全体の15%程度となっております。また、残りの300円の方については7,336人で、約85%というような利用状況であります。

また、4キロで分けている中に隣同士でも金額が違うというようなお話をいただきました。市街地から中心に4キロというところにおきましては、なるべく鉄道や道路のところを中心に約4キロというところで区切っているところでございます。その中ですと、どうしても住宅が多いところに4キロというようなところがかかった部分も事実としてあるのかと考えております。料金設定の考え方につきましては、もともと実証実験の中でもエリアの中で4キロを超える地域とそうではない地域で運行経費がそれぞれ2倍程度違ったということ、あるいは実際に乗らない方もいるので、税金を使う中に税金の使い方の公平性なり、あるいはきのうもいろいろ質問も受けたのですけれども、バスの利用ということでも負担が大分ふえているというところで、実際空知太の滝川寄りのところから市内へのバスの中でも約300円というようなところもございますので、バスと同じような料金にするとバスの利用がますます少なくて、それに対する支援もだんだん出てくるということでもございます。そういうような中から、いろいろな見方があるのかと思いますけれども、かかる運行経費の部分も市で負担をしているというようなところでございますので、その中では4キロで500円、300円と料金を設定させていただいたところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 砂川市の中で行動していただけるほうがいいのではないかと私は思うのですけれども、次に(3)から(5)についてなのですけれども、ここに石狩市のアンケートがございます。石狩市は、ちなみに毎年アンケートをとっておられます。そのアンケートの中には、運転免許証の有無、自家用車の有無、乗合自動車利用の有無、乗合自動車利用予定の有無、それから乗合自動車利用状況の有無や乗合自動車以外の交通手段、そして

土日祝日の利用について、乗合タクシーに求めること、この中では自分が車を運転できなくなることを思うと病院、買い物など不安がいっぱいです。当日でも運行してもらえた。先ほど当日8時から10時まで予約できるということでしたが、市民の方々は知らない方もいらっしゃるみたいです。私も相談を受けたのですけれども、この周知方法も考えたほうがいいのではないかと思います。車を持っていたときは何も感じなかったのですが、車をやめてからバスの利用の大切さを覚えました。体の不自由な方でも気持ちよく乗せてもらいたい。当日利用の場合利用できないなど、石狩市では毎年統計をとっておられるようです。

このような形で、砂川市としてはどのようにアンケートをとられているのか。それと、私のほうにもいろいろな意見が寄せられております。砂川市民の利用している方々のニーズを知るべきなのではないかと考えます。

(4) の乗降口については、この間の議会懇談会のときにも意見があったのですけれども、運転手さんによって介助があつたりなかつたり、台があつたりなかつたりで、ないときに済みませんと言うのも言いづらいというような意見もありました。あと、そのときは、このようなタクシーではなく、コミュニティバスみたいな時間がはっきり決まったものだと利用しやすいというような意見もありました。アンケート等のことについて伺います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 アンケートの実施を含めて何点かご質問をいただきました。

アンケートの実施につきましては、本格運行前の平成27年、あるいは本格運行して平成29年にもアンケートを実施しており、その中でいろいろご意見をいただいた中で、公共交通会議にもかけながら改善できるところは改善をしてきたというような状況でございます。そんな中で、先ほど石狩市ですか、そういう話もありました。一度平成29年度にアンケート調査を実施したということで、またそれから時間もたっているということでありますし、いろいろご意見もいただいているというところでは、改善していく部分もあるのかとは思います。今後のアンケート調査につきましては、取り組むべきところでないかとはまずは考えております。

それに、周知方法につきましてなのですけれども、周知につきましては広報紙等でも年に1回の周知ということでは出しているところですが、なかなかまだ伝わっていないというような話もございますので、周知について何がいいのかはまた内部でも検討させていただきたいとは考えております。

あと、コミュニティバスというような話もありましたけれども、実際実証実験の中で乗合タクシーの実証実験あるいはコミュニティバスの実証実験をした中に、コミュニティバスにつきましては運行経費も結構かかるなり、あるいはこれから高齢化を迎えるというところで、バス停まで行くのもなかなか大変だというような話もありまして、乗合タクシ

一に決定をして本格運行をしてきた経過もありますので、現在のところはこの乗合タクシーを継続していくというような考えであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 高齢者の6番についてなのですけれども、高齢者の事故が後を絶っておりません。そして、逆走などもここ数日の間ですごく問題になっております。実際に私も滝川市の3車線の道路で逆走の車を見たことがあります。そのように市として返納に力を入れるために、乗合タクシーの改革が必要ではないかと思います。こちらに新聞がございますが、沼田町での新聞です。昨年から実施している沼田町では、毎日午前8時から午後5時まで、自宅と38カ所の指定停留所で予約運行し、料金は一律、町民は100円、町外の方は200円で運行し、利用者が大変ふえていると。町の担当者は、町の中心部の各施設の利用促進や外出支援、免許返上促進とその後の足の確保にもつながっていると述べています。地域の状況に違いがあるかとは思いますが、4年間の本格運行を経て、運賃の一括化や運行時間の延長など具体的に改善策を考えるべきだと思います。それについて、先ほどもありましたけれども、国の支援の活用内でどれくらいのことの改善がしていけるのか、今後の方向性について市長の考え方をお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 今後の乗合タクシーの改善という話で、沼田町さんの話も出てきました。私も沼田町の話は調べたところなのですけれども、沼田町においては割かし市街地が狭いというか、そこを中心に登録者を決定していて、登録される方の区域も結構狭いというような状況もあるのかとは考えております。その中では運行経費もかなり、砂川市でいくと結構南北合わせて13キロぐらい離れている中に市内全域での乗合タクシーというようなところもございますので、また沼田町さんにおいては補助金を活用しているのか、単独で実施されているのかというようなこともございます。砂川市においては、乗合タクシー事業におきましては補助事業を活用しているということで、その補助金も300万近いような状況もございます。そういう中では、自宅からバスで、あるいはJRなりの鉄道への接続というようなことを基本に、まちなかへのアクセスというようなことを中心に運用しておりますので、今後とも国の補助制度の活用の中で改善できるところは改善しながら、よりよい乗合タクシーに向けて市民の足の確保を図っていきたいとは考えております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 これからの中高齢化社会に伴い、乗合タクシーが500円のままだと高過ぎて不便で、免許の返納もしたいが、できない。高齢者の事故が後を絶たない。市として返納に力を入れるためにも乗合タクシーの改革が必要ではないかと考えます。高齢者が移動しやすく、料金も不公平にならず、まずは一律300円にするなど、今までと同じようにしているのではなく、方向転換、そして新しい取り組みが必要かと考えますが、今後の方向性について市長に伺います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 乗合タクシーの私の考え方というのは、ずっと変わっているわけではなくて、恐らく社会情勢によってこの制度が変わっていくだろうと。ただ、地域の話し合いの中で今の金額で一応合意を得て決めてきたと。今異常に安くするとタクシー会社が成り立たなくて撤退していくと、またバス路線と競合するように出してしまうとバスも撤退していくと。最後は、それを全部市が補完できるかといったら、それは難しいのです。だから、今市が考へてるのは、それと共に図りながら、いかに長くタクシーが続き、タクシーも今台数がすごく落ちていますから、呼ぶのに時間がかかるようになりましたけれども、それをなくすわけにはいかないと。困る人がもっと出てくると。だから、その状況を見ながら、バスもタクシーも圧迫しないような状況で長く続かせながら、もしそれでもだめだった場合、次の段階に行こうというのが市の基本的な考え方というより、私の基本的な考え方で、今が高いというより、それはある程度地域の中でバスの料金も勘案した中で、これが妥当だらうと決定したと私は聞いていますので、今の段階はそれでいいのだろうと。それ以上安くすると、先ほど言ったとおりタクシーとかいろいろなものに影響が出るので、なるべくそういう公共交通機関を長く延ばすようにしながら、そうでなかつたときに次の手を考えればいいのだろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、私の一般質問を始めます。

大きく2点についてお伺いをいたします。まず、1点目ですけれども、市民活動推進補助金、これは仮称なのですけれども、についてをお伺いいたします。平成30年9月議会にも同じ内容で一般質問をし、市長から前向きな答弁をいただきました。砂川市には以前ふるさと活性化事業補助金があり、その目的はイベントの開催やボランティア活動の実践、まちづくりのための人材育成など地域の活性化に取り組む団体に対し補助金を交付することにより、これらの活動を援助、助長し、本市の活性化を図るというものでした。最近市内の若い人たちのまちづくりのための活動が目立ってきていますので、市民活動を推進するための補助金制度をそろそろつくるべきだと思いますが、市長の考えを伺います。

大きな2点目で小中学校適正規模適正配置についてを伺います。教育委員会は、ことし6月に砂川市小中学校適正配置基本方針を策定し、小学校の学校規模は12学級以上、中

学校は9学級以上が望ましいとしました。また、学校教育及び特色ある学校づくりとして小中一貫教育の推進を掲げています。8月に砂川市小中学校適正配置計画検討委員会が設置され、議論が進んでいるようです。新聞報道によりますと、検討委員会では現在ある小学校5校、中学校2校を小中各1校に統合し、統合小学校は新設、統合中学校は砂川中学校を活用すると書かれています。また、小中一貫教育については、小中一貫型学校にするか義務教育学校にするなどかなり突っ込んだ議論が行われているようで、余りにも結論を急ぎ過ぎているように思います。そこで、以下について伺います。

まず、1点目は、砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会とはどのような位置づけの組織なのかを伺います。

2点目として、新聞報道では、次回が最終回で適正配置基本計画（案）を作成するようですが、どこに提出するのかを伺います。

3点目、検討委員会では小中一貫教育が決まっているようだが、小中一貫教育のメリット、デメリットについてお伺いをいたします。

最後の4点目として、砂川市の小中学校適正規模、適正配置は今後どのようなスケジュールで進められていくのかをお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 1点目の市民活動推進補助金（仮称）についてご答弁を申し上げます。

市民活動団体は、平成25年4月に制定いたしました砂川市協働のまちづくり指針の中で市民活動団体の現状と課題として触れられておりますが、基本的に非営利で社会に貢献することを目的とした団体であり、活動の目的などによっては市民や地域、他の団体、市などの連携、協力を図ることにより、さまざまな活動が展開されているものでございます。指針策定時では市民活動団体が抱える課題として、活動内容がなかなか理解されず、仲間がふえていかない。活動する人が不足している。活動基盤となる団体の維持や活動の継続に不安があるのほか、市との連携や情報の共有化が足りない。会員が高齢化している。同じ人が幾つも複数重複して活動しているといった担い手や情報に関する課題が顕著であったことから、市民活動団体の活動内容、会員募集などの情報を市に登録していただき、市のホームページで紹介することによって広くPRを図り、活動の活性化や会員の拡大、市民の社会貢献活動への参加機会を拡充することを目的とした市民活動団体登録制度を継続して実施しているところでございます。

その後、昨年になりますが、地域力アップ講座の中で実際に活動している市民活動団体の紹介などを実施しましたところ、団体紹介の中では、活動するために機器購入に対し補助を要望する声があり、数回にわたり現状をお聞きし、他の団体からの助成制度の紹介や他市の状況など情報共有をさせていただきましたが、現段階では金銭的な課題ではなく、会員が高齢化していることにより機器購入を保留している状況となっているところでござ

います。現状では、市民活動団体からの直接の助成に対する声はそれほど多くなく、支援については個別に相談に応じているところでありますが、助成に関しては市民活動団体自分が多種多様であり、活動内容もそれぞれ異なり、それらを統一的な考え方の上で助成の対象とするのは非常に難しいものであると考えております。市民活動団体が抱える課題はそれぞれ多岐にわたりますが、その課題解決に向けた方策については、あらゆる角度から幅広く継続して検討していきたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 私から大きな2、小中学校適正規模、適正配置についてご答弁申し上げます。

初めに、砂川市立小中学校適正配置検討委員会の位置づけでありますと、この委員会につきましては砂川市附属機関等の設置等に関する取扱要綱第2条第2項に定める協議会等であり、適正配置にかかる基本方針を策定したことから、この方針に基づいた方向性として市立小中学校の適正配置計画案にかかる協議、作成を目的に設置しているもので、検討委員については学識経験を有する者や市内の関係機関、団体からの推薦者で構成し、総数で20名となっております。

次に、(2) 適正配置計画案の提出先でありますと、この計画案につきましては、検討委員会での協議が調った後に提言書として教育委員会教育長に提出いただくこととしております。

次に、(3) 小中一貫教育のメリット、デメリットについてでありますと、小中一貫教育については小中学校合わせた9年間の教育目標を設定するとともに、系統的な教育課程を編成することで児童生徒の健全な成長に向けて一貫した教育を推進するものとして全国的に広がりを見せており、その類型については大きく分けて、小学校と中学校の形態のままとした小中一貫型小学校中学校と平成28年度に新たな学校種として制度化された義務教育学校の2種に区分されます。小中一貫教育の一般的なメリット、デメリットといったしましては、メリットとして中学校へ進学した段階で学校生活の違いなどに戸惑いを感じるいわゆる中1ギャップの解消に効果があると言われ、また学力の定着、規範意識の向上などが期待できるとされております。一方、デメリットの部分に関しましては、小学校高学年でリーダーシップを発揮する機会が減少する可能性についての指摘もありますが、実際に小中一貫教育を導入している学校では教育課程を4・3・2年等で区切ることにより、最高学年以外でもリーダーシップを発揮する機会をふやすといった工夫も図られ、現段階では際立った問題はないものと考えております。なお、このことにつきましては、国立教育政策研究所で平成27年8月に公開した小中一貫教育の成果と課題に関する調査研究の報告書においても、総合的に勘案して小中連携一貫教育の実施により、少なくとも児童生徒にとってのデメリットはほとんどないと考えているとまとめられているところであります。

次に、（4）小中学校適正規模、適正配置の今後のスケジュールであります、適正配置計画案が整った後の当面の予定といたしましては、教育委員会会議でこの計画の決定を経た後、学校区ごとに保護者及び地域の皆様に対する説明会を実施する方向で検討を進めているところであります、計画の趣旨にかかわる内容については第7期総合計画にも掲載したいと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は最初の段階で、平成30年9月にも同じ質問をいたしましたという話をしました。総務部長の答弁は、全く同じ答弁でございました。よくもこんなに同じ答弁ができるなど。私は、この1年間ずっと待ち続けておりました。というのは、最近若い人たち、これは男女を問わずいろいろな形で砂川市のためにという形で行動を起こされたり、また失礼ですけれども、高齢者の方々も自発的にいろいろなまちづくりの美観等を頑張ってやつていらっしゃる方々も目立つようになっているのです。これはチャンスだと私は思っています、でもお金は、なかなかその会費なりだけでは難しいところもありますし、こういうときに市から、全額とは言わず、もちろん審査も必要なのですけれども、しっかりと補助をしていきながら市民とともに、いわゆる協働の砂川市という形をつくっていくべきだと私は思っているのですけれども、先ほど市長から前向きな答弁を平成30年9月にもらいましたという話をしました。

市長はそのとき何て言ったかというと、私は小黒議員と思っているところは同じだと、こう言ってくれているのです。しかも今後いろいろ整理をしながら、行政というのは議員とは違って、全体的な各団体の均衡というか、整合性をとりながらやっていかなければならない難しいところもあるのだけれども、そういう整合性についてはこれから原課のほうでもっとしっかりと実態把握をして、やれるような方向で検討したいと思っております。こうやって言っているのです。総務部長が先ほど言ったとおり、平成30年9月と全く同じ答えを私に返してきているのですけれども、答えは市長に聞くしかないのですけれども、それについては原課のほうでもっとしっかりと実態把握をして、市長としてはやれるような方向で検討したいと、こう言っているわけです。原課がどういう実態把握をしたのか。先ほどの答弁でいえば全くしていないと思っていますけれども、だとしたらこれは市長が原課にきちんと言っていないということです。指示をしていないのですよ、だから原課がやっていないのです。結果的にはこの答弁は市長もわかっているはずですから、それを了としているのです。それを言えと、こう言っているわけです。ということは、私に答えたやれる方向で検討したいと思っていることも何にもやっていないということです。この経過、1年間の経過、市長はこのことについてどんな動きをとられ、原課にどう指示をして、原課もどういう実態把握をしたのか、まず市長からお伺いをしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 昨年9月の段階でお話をした内容と同じということのお話です

けれども、その後市民活動とは何ぞやという部分も含めて原課ではしっかりと、1件1件市民活動団体とお話ををして、全部どういう状態ですかという伺い方はしていません。ただ、市民活動という一くくりの言い方をされますけれども、多種多様にわたっています。保健、医療、福祉を目的とする市民活動もありますし、社会教育の推進を図るための活動ですか、観光だとか、本当に多種多様にわたるのです。そこを全部集めてどうですかということは技術的に無理ですし、私どもが把握している登録いただいている17の団体の方々、地域力アップ講座に出てくださいという案内を差し上げながら、日ごろの機会を見て、困り事はありますかというところを聞いたりしながら現場では対応しているつもりです。

市民活動団体という言い方をすると町内会一つも市民活動団体の一つという言い方をされておりましますし、そういうことを考えると一つの団体とかを前面に出してお話しいただければ、それに対応してお答えできますけれども、市民活動団体という言葉一つで全体をお話しいただけると、それは趣旨が多過ぎて、十分なお答えはできていないのかもしれません。ただ、こういう多種多様な団体を全て網羅した中で公平で公正な補助制度をつくるのは無理ですという答えに至っております。そこだけはご理解をいただきたいと思います。決して指示あって、何もしていないわけではございません。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） それでは、私からお答えします。

小黒議員は私が前向きにと、私は決して前向きに言ったつもりはなくて、市民活動団体の補助金は一体何なのだと、その中身がわからないので、それを調査してもらって、それが趣旨に合っていていいものだったら、やれるものならやりたい趣旨で話をしたはずなのですよ、私の覚えているのは。だから、それを調べてもらうと、うちが町内会に助成しているような内容で済むようなものが結構多かったり、他市のやっているのを見ると、今見せてもらいましたけれども、これは直接市がやってもいいのみたいなものも入っているのです。だから、地域活動の意味が、例えばイベントに対する助成だったら、こういうのをやろうとしているけれども、どうなのだったらお答えのしようがあるのですけれども、現実にそういう事例があって、こういう団体があるのだけれどもという話だと、総務部長が言うとおり、こういう利用とかというのを漠然とそこだけ言われても、一体そういうのを、小黒議員のところにこういうのをやりたいのだけれどもって言ってきた内容はどんな内容かお聞きしたいと思っているのですけれども、それによってはこういうところでこういうがあるから、こちらのほうがいいのではないでしょうか。例えば市民活動だったらほとんど、どちらかといったら、町内会に今助成しているから町内会の中でやれる事項も結構事例で付加価値でのっているのがあるものですから、または市のほうで直接看板するのなら市で看板しますよで済むような感じのものもあるので、恐らく総務部長も調べたときに市民活動団体の中身が判然としなかったと。私も判然としているのです。

例えば私がよくやっているなと思うのは、いわゆるカーボンオフセットの方々が頑張つ

てやっているのを見ていますけれども、これはこれで一生懸命やっていて、不満はあるでしょうけれども、もう少し人をふやしたりとか、もっと広がりがあつてくれれば何かできるかなとか、教育委員会とタイアップしてやつたりとかというのはいろいろアドバイスしたことはあるのですけれども、すぐとはなかなかならない面もありますし、小黒議員さんが言うとおり、口ですぐ市民活動と言われても、行政ではそれだけではすっといきづらいと。

イベントのことを言われているのではないですね、ここで聞いてはいけないのですけれども、何となく雰囲気でこれはイベントのことも入っているのかと思いながら、そこを詳しく言わないで、市民活動で大きくりにしてしまうと答弁がすごくしづらいのです。もう少し具体的に言ってもらわないと、それでいろいろ言われても、もう少しかみ合うようにしていいただけないでしょうか。こんなところで。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川市議会は逆質問を認めておりませんので、市長の問い合わせに対しては答えませんけれども、このぐらいわかってもらわなかつたら、市長。市民活動と言って本当に多岐にわたるのですよ。もちろんそれはイベントも含まれますよ、当然。だって、まちのために頑張ろうという人たちがみずからお金を出し合ってやろうとしていることも市民活動だし、まちの美観のために頑張ろうということだって市民活動なわけです。市長はいつも市民との協働ということを言っているのだけれども、実は今のお話だつたらわかっていないのではないかと思うぐらい。だから、私は、いろいろな場面でもいいから、自由に使える補助金をつくったらどうですかという話をしているのです。こんなわかりやすい話ないですか。

だからといって、言われたから全部出せなんて言ってません。しっかりと市で審査をして、これは補助金を出すのに適正だと思ったところに出す。あるいは、よそのまちでは市民で審査委員会みたいなものをつくって、その年にいろいろ応募があったものを審査するという仕組みをつくったりしているのです。あとこれだけお金があつたらいろいろなことができるのではないかということも、私もイベントを今までやってきましたから身にします。ただ、そういう意味で、そこに行政が少し手をかすことによってさらに大きく発展したり、砂川市のためにもう少し違うことをやってみようという、こういういい循環ができるのが私が今言っていることです。

ですから、ほかのまちではいろいろな名前が実際あって、私は今仮称と申し上げましたけれども、地域とまちづくりの推進事業補助金だとか、いきいきまちづくり補助金だとか、いろいろな名称は別ですけれども、先ほども言ったように、前は砂川市にもイベントの開催やボランティア活動やまちづくりのために人材育成のための補助金というのがあったのですよ、実際。多分市長がなくしたのですけれども、行政改革のときにそれを切ったのです。実際以前はわかってたのですよ、そういうことがこのまちに必要だということが。だけれども、それが切られたということで、この質問は多分同じような内容であしたも多比

良議員もやられるので、私はここでやめたいと思っていますけれども、ぜひ今のこの機会でそういうまちづくりのための補助金制度をつくっていただきたいと思っております。

そして、次の小中学校の適正規模、適正配置の関係でお伺いをするのですけれども、まず大変申しわけないのですけれども、次長、先ほどの1点目の組織のことについてなのですけれども、私きちんと聞けていなかったので、その部分だけもう一度、申しわけないですけれども、ご答弁いただけますか。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 それでは、1点目のご回答ですけれども、この委員会につきましては、砂川市附属機関等の設置等に関する取扱要綱第2条第2項に定める協議会等であり、適正配置にかかる基本方針を策定したことから、この方針に基づいた方向性として市立小中学校の適正配置計画案にかかる協議、作成を目的に設置しているもので、検討委員については学識経験を有する者や市内の関係機関、団体からの推薦者で構成し、総数で20名となっておりますと答弁いたしました。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 申しわけありません。つまりよくある条例で設定されたいわゆる協議会ということではないということの確認でいいのですよね。

それで、私も何回か、2回ぐらいですかね、この検討委員会に、傍聴ができるので傍聴に行ったのですけれども、正直言って不思議だと思ったこの検討委員会なのです。それはなぜかというと、先ほどの2点目で、どなたに例えばこの検討委員会で決められた計画案を提出するのですかというお話をしたときに、教育委員会の教育長というお話だったのですけれども、普通でいけば教育委員会ですよね。そこが私今回のこの組織のつくり方の不思議なところなのですけれども、実は検討委員会の中に教育委員の方が全員入られてしまっているのです。教育委員会そのものを組織する中でいらっしゃらないのは教育長だけなのです。これは不思議だなと思うのですけれども、答申される側の人があなたが既にこの中でいろいろな議論をおっしゃっているのですよ。教育委員会というのは、もちろん教育長を含め4人の教育委員さんで構成されている委員会です。あと事務方は完全な事務方であって、その方々がもう既にこの中で議論してしまっていて、その方々がまたその答申を受けるという話になるわけです。これは全く変な組織だと私は思っているのですけれども、教育長は別に全然問題なく、この組織は今の段階で思われるのですか。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) この検討委員会の中に教育委員が4名入っているということで、この問題性についてのご質問だと思いますが、ここは有識者としての教育委員ということで、4名こちらの委員会に入っていますので、特段の問題はないと思っています。なお、先ほどご答弁いたしました教育委員会教育長に答申ということですが、これが教育委員会を代表する教育長にということですので、全体的には教育委員会にその答申

をいただくということで、実際にこの検討委員会は20名の方で構成されていますし、そこには、もちろんご存じだと思いますけれども、現職の校長先生もお二人入っていますし、元校長も入っています。お一人は教育委員の方もおりますし、それと多種多様なところからご意見をいただくためにその検討委員会を構成しておりますので、その中でいろいろの方の議論をしていただいて、方向性を見出していただくという趣旨で検討委員会を設置させていただいておりますので、その人員については今言ったように有識者と、その中の教育委員が4名ということで私のほうでは認識をさせていただいている。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 教育委員会という組織は、もちろん子供たちの教育あるいは社会教育も含めてですけれども、大事な行政機関であるわけです。教育長も教育委員の方々も市長から議会の同意を得て任命されると、同じ立場の方々ですよね。教育長がそのリーダーであることは間違いないです、この新しい制度になってから。その方々が有識者としてそこに入っていて、議論をされて、今度逆にその議論された中身を教育委員会が受けるって、これは変更のしようも何もないですか、この教育委員会という。だって、自分たちで議論したものを受けたのだから、これを見直すだとかという話には絶対なりませんよね。自分たちで決めたものを自分たちが受けるって、これは大事な大事な小学校を今の現状何校にするか、あるいは小中一貫という今までの6・3制というものを全く違う形で持つていこうという、今後の砂川市の子供たちの未来あるいは教育を大事に検討していかなければならぬこの最初の組織が、これは私は違ったのではないかと思うわけです。普通でいけば教育委員を外した段階の、もちろん教育委員はここで受ける人たちですから、そうではない学識経験者あるいは学校の組織の方々、地域の方々という流れの中で1つ組織をつくって、そちらから案を教育委員会に答申をして、教育委員会の中でもう一回それを練り直して本物の計画を持っていくと、これが普通の流れだと私は思うのですけれども、すごく大事なところを1個飛び抜けてしまったのです。そう思いませんか、これで大丈夫ですか。

このままでいったら、教育長が教育委員、個人名にだんだんなっていってしまうのですけれども、この検討会の会長はどなたがやっているかというと教育委員の一人の方がやっていますから、教育委員会の中で身内で答申書を出して、受ける。これは全然おかしい話だと私は思うのです。組織自体のあり方が私はこれは出始めからつまずいていると思っているものですから、同じ教育委員会がやっているのに、この前説明会を見に行つたのですけれども、これからやろうとしている学校運営協議会準備検討委員会です。こちらは設置要綱をつくってやっていらっしゃいます。これは何かというと、今のコミュニティ・スクールというか、学校評議員会という組織をもう少し上乗せしてというか、そういうことを今やろうとしていらっしゃるのですけれども、これはきちんとこうやって要綱をつくって、しかも完全に教育委員会の方々は外れています。どういう方々がやっているかと

いうと、小中学校の保護者だとか地域住民とかという方々でやつていらっしゃる。これが普通の形だと思うのです。この方々が、一つのものができ上がれば教育委員会に答申書を出すのです。だったら、教育委員会は、なるほど、皆さんはこういう意見をされているのですね、では私たちはどうしましょうと決めるのは教育委員会ではないですか。同じ教育委員会が学校運営協議会の中ではそういうふうにきちんとしているのに、正直言ってもつと大事な適正化あるいは適正規模、それから小中一貫教育という、この大事な教育のことについては教育委員会の方々がそこで話し合いをしながら答申を受けるなんていう、こういうやり方は私はまずいと思うのです。ここから先、ここでもう話し合つてしまつて結論出したことが変わりようがないということは、これまた不思議なことだと思うのですけれども、次長、その現場にいますよね、不思議に思いませんか、この流れ方は。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 教育委員さんがその検討委員会に入っているというのは、先ほど教育長が申し上げたとおり、私も有識者の関係で入つておられると思っております。それで、検討委員会の委員さんの中に入っているということは、学識、文化、芸術に識見を有する者として、適正配置の検討の計画をつくるのですけれども、その流れを調整する役としても入つているという認識がございますので、検討委員さんはその上で意見は言いますけれども、ある程度検討委員会の出す方向性から逸脱しないような形で進めてもらう調整役とか、それから交通整理的な役という認識で入つておりますので、私はそれで検討委員会にそういうつもりで参加しております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それは全然組織的に違うではないですか。教育委員会は、私たちが同意をして、市長が任命するという大事な機関です。それは、民間の調整役という立場の人では絶対ないです。その流れの中で一つの大きな結論を出そうとしてしまつてゐるのです。しかも、5回という、こんな短い中でできるわけないではないですか。今5校あるのを1校にする。中学校2校あるのを1校にする。もっと言えば、全部それをなくして小中一貫の義務教育学校、これは校長先生も1人、教頭先生も1人という1校にしようというまで議論されている中に、最初の組織のつくり方に非常に私は今不備がありながら話し合いをされていると思うのです。では、誰がそこをチェックするのですかということなのです。本来は、それを教育委員会全体5人の方々が受け、足りないところがあつたらしっかりと加え、間違つてゐるところというか、これは失礼になるけれども、修正するべきことがあつたら修正するという役割の方がまさに教育長、教育委員の方々だと私は思うのです。そうでなかつたら、何が何だかわからないという形の検討会の中で大事な結論を出してしまつるように私は思つています。

ここは、そういうご指摘をすることしか今の段階ではないのですけれども、ただし中身に入っていくと、小学校は先ほども言ったように、うちの小学校は今5校あって、

この検討委員会の中でどういう話し合いをされているかというと、1校にして、中学校2校を1校にするというような話し合いになっています。意外とここに関してはスムーズに今いこうとしているのです。ただ、これは4回、5回の話で決まるような中身ではないはずなのです。だって、今まで、昭和の統廃合と私は言うのですけれども、もう大分前の話です。昭和56年、57年の話ですけれども、それまで10校あった学校を今の5校にするという議論があったときがあります。私の子供たちが小学生だったので、まさにそこにしっかりととはまり込んでいたのですけれども、そのときですら大変な議論が起って、大変な時間を要しています。それは当たり前のことで、小学校は、どうしたって地域の核になる、そういう施設だと私は思っているのです。

そればかりか、例えば子育て世帯の人が家を建てようと思ったときにまず最初に何を考えるかといったら、小学校の近くに家を建てようと、こうやって思うのが普通だと思うのですよね。これから通わせようとするときに、近くにあったほうがいいと思う。これがまさに普通の考え方だと思うのですけれども、そればかりか、市内各地で今だと5校ありますから、いろいろな市内の地域で子供たちの登下校する姿を見られるわけです。あるいは、各地域の小中学校は今現在避難所になっていますし、それから1年に1回なのですけれども、運動会や学芸会になったら地域の人たちがそこに集まって、子供たちのいろいろな演技や運動を見てというような、地域の中の本当に大事な核の施設だと思います。だから、前回も10校を5校にするということに大変なエネルギーがかかったのです。

今回は、これを1校にしようということなのです。この南北に長い砂川市の小学校を1校です。これは、まちづくりのいろいろなことを考えていかないと、ただ単に国が小学校は18学級から12学級が適正だと、中学校のそういう適正な数があるのですけれども、それにはめでていきながらやっていくだけの話ではないのです。砂川市全体のまちづくりの根幹にかかわるような議論をこれからしなければならないと私は思っているのですけれども、その部分で話し合うところの先ほど言ったところです。私は、整理をきちんとするべきだと思うし、たった5回で終わらせるようなことには絶対しないでほしいと思っているのですけれども、検討委員会の中で2回ほど傍聴へ行ってお話を聞いてる中でも、私が今これは困ったなと考えるのは、なかなか地域の声が届いていないと、この話し合いの中です。それよりも、先ほど言ったように、学校規模とは本来どういうことなのだろうということが中心になってしまっていて、それだったら今後の人口規模から子供たちの生まれる数を考えていったら、もう1校しかなくなるねという議論になってしまっているのです。でも、国の方向性は18学級から12学級というのは、これは絶対そうでなければいけないということではもちろん教育長、ないですよね。それぞれの地域、市町村でそれぞれの事情があった場合には全くそれは関係ないことでもあるわけで、ただ余りにも私は今急ぎ過ぎていると感じているのです、その結論の出し方を。こここのところは教育長はどんなふうに思っているのですか。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 私の考えですけれども、まずこの検討委員会につきましては本年8月からですが、実際には昨年、平成30年4月から市内中学校2校、小学校5校を含めて全体的に適正配置の検討をしますと、こう市民の方にもお話ををして、平成30年度に各団体、地域に入って、その意見をまず1年間お伺いをしております。その後に基本方針を砂川市の教育委員会で策定をして、それをもとに今検討委員会を開催させていただいているということですので、ことしの8月から始まって5回で決めるというよりは、その1年以上前から市民の皆さんにはご意見を伺いながら進めているというのが1つあります。

それから、もう一つは、前回の統合のときのお話は市内10校の小学校を5校、中学校3校を2校ということだったのですが、当時審議会を設置しておりますけれども、その前に教育委員会である程度の案をそこにお示しして、そこでお認めいただいて、地域に入っていたというような流れになっていますので、そのときから比べると、まずは何もなしに適正配置とはどうしていったらいいだろうかとまずご意見をお伺いして、今は検討委員会で検討をいただいていると。その後に教育委員会会議で決定をするということですが、こちらのほうは組織としては違いますので、委員としては入ってはおりますけれども、これを変えるという、そういうところは実際には大きなところは考えていないです。ほかに16人の市民の方が入っておりますから、その方の合意でできたものは最大限尊重はしなければならないです。ただし、年度をまたいで法律が変わるだとか、いろいろな状況が変われば、それは変えるということになりますけれども、まずはそこで市民20人、教育委員は4人入っていますが、16人の市民も入った中でご検討をいただいているということで、そこでは、私も会議録を見させていただくと、私が言うまでもないと思いますが、いろいろな角度から討議されます。しかも、大体2時間の予定ということで始まっていますけれども、2時間を超えています。ですから、数が5回がいいかどうかは、これは検討委員会のお話になりますので、5回になるのか6回になるのか、それは決定するまで時間をかけて十分に決定をいただければいいと思いますが、まずは前段のところから始まって、今はまだ途中経過のその中と、その後には議員さんが言われたように、保護者、地域、こちらのほうは学区ごとにきちんと説明に入ってご理解いただいていくと、こういうことがありますので、どちらかというとその作業のほうが恐らく大きな比重を占めるとは思っておりますので、そこを含めて今その途中段階ということで私のほうでは考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 教育長、教育委員さんは入るべきではないのです、今の段階のこの会議には。そうでなければ、教育委員さんがもう一回教育会議を開くときに何にもこれは変えられないのです。なぜなら、ここで自分たちで議論してしまっているのだから。これはダメなのです。なぜ教育委員さんが会長をしなければならなかつたのかということです。ほ

かの方を会長にして、今言った16人、もっとふやしてもいいのですけれども、その方々に議論してもらったものを教育委員会が受けるのです。教育委員会がもう一回ここを練るのです。普通はここででしょう。それをしないでやってきてしまっているから、これはきっとこのままでは困る組織になると思います。

小中一貫のことなんかもそうなのですけれども、これは今までメリットばかりが話されていたのですけれども、実は大変な変革をしなければならないと思います。私が傍聴行っている中でも、学校の先生の経験者の方々が真っ二つに分かれて議論するのです。それはそうなのです。今までの6・3制という、小学校があって中学校があって、先生方がそれぞれいて、それを全部一緒にして、校長先生も1人なら1人としていこうという、この議論がこんな簡単には進まないはずです。私ですら東京の品川へ行って、小中一貫校教育をずっとやってきていたながら、今は義務教育学校をつくっている品川学園に行って、その建物まで見てきましたけれども、今検討委員会の方々は視察を一つだってしていないではないですか。ただ理論の中でこれから砂川の教育を決めていこうとされているのです。私は、雨竜も行ったり、沼田の小学校も行つきました。どんな状況で、雨竜が小中一貫を目指しながら義務教育学校になり切れないので今まで議論をされたのかということも。それほどこれから大事な議論をされていこうとすると私は思っています。

それで、残念ながら時間がなくなってきたてしまったのですけれども、小中一貫のデメリット、それからこれまで、先ほど教育長がいろいろな議論をしてきて市民の声も聞いてきたとおっしゃったのだけれども、実は5校が1校になる、中学校が2校が1校になる、あるいは義務教育学校の話まで出ているという議論は一切今までないです。教育委員会は、そういう提案はしてきていません。そうですよね、間違いないですよね。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 市民の意見を伺うときに教育委員会が何か提案をして、それに基づいて意見を伺うという方式ではなくて、適正配置の場合、例えば今小中一貫の話もありましたけれども、小中一貫に進むとすると形として1校の義務教育学校があつたり、隣接型があつたり、分離型があつたりと、こういうことでお話をさせていただいているけれども、その意見の中には、早急に5校を1校にしてほしいとか、そういうご意見は伺っております。ただ、だからといってそれがすぐ成立することにならないので、間を踏んでいきながら、そして今検討の最中で、その後にこの検討を続けていくということですし、小中一貫の話は私のほうでお話しすると少し長くなりますので、もしご質問があればお話をしたいと思いますけれども、実際に市民に伺うときにはある程度の基礎資料しか示しておりません。その中でいただいた中には、校数ですか、小中一貫ですか、そういうご意見もいただいておりますので。それだけお伝えしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 小中一貫を例えれば教育長が目指そうとされているのなら、すぐにでもで

きる形をやってみたらいいと思うのは、例えばモデル校指定ということだってやつたらいいではないですか。そういういっぱいの議論の中で最終的にどこまで決めていくかということを経過を追っていかなから、今後の砂川市の教育、学校教育ですよ、この砂川の未来がかかっている学校のあり方をこんなに簡単には決められないと私は思っています。

先ほどから言った昭和のときの、時間がないのですけれども、砂川市内の学校整備計画ができるまでの経過を今お話をします。昭和56年4月28日に学校整備審議会という条例を議会で議決をしています。そんなことは、今回一個もありません。ないままで今検討会が開かれています。この学校整備審議会では、2年6か月にわたって22回の審議をしています。そして、教育委員会に答申を出しました。これが昭和58年11月のことです。22回の審議を2年6か月かけて10校を5校にすることを決定しているのです。それから、地域の説明会にも若干入りながら、当然議会でも昭和59年2月27日の臨時議会で学校整備審議会特別委員会を設置して、4回審議をしていると、こうやって慎重な審議をしながら、議会も一緒になりながらやっているという状況があるのですけれども、今の経過を聞く限りは急ぎ過ぎていると感じますが、今後これからどうしようと思っていらっしゃるのか、教育長に最後の質問をして終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 今後につきましては、先ほど来少しご答弁もさせていただいていますが、まずはこの検討委員会で検討した計画案について、教育委員会がこれを受けると、それを受けた教育委員会会議でこれをさらに検討することになりますので、それに基づいて、その後の例えばPTAに入る、保護者に入る。例えば今は経過は全て総務文教委員会で報告をしておりますけれども、こここの部分もどうしていって最終的に地域に入っていくかと、これについては、検討委員会の案をいただいた後の教育委員会でそれも含めてスケジュール的には入っていきますが、ただ少なくとも最終的には7校区全てのところのPTAと地域には説明に入るという予定になっておりますので、少なくともその全体のご理解はいただいて、さらにその後に進んでいくというような流れで考えています。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 聰明な教育長、それから議会でも了とされている教育委員の皆さん方ですから、今後の学校教育を考えて慎重にしっかりとやっていただきたいと思います。議会に対しては今後どういう提案のされ方を教育長はされようとしているのかを最後にお伺いします。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 こちらのほうは、今少しご答弁をさせていただきましたけれども、まずは検討委員会の案をいただきまして、教育委員会の中でその案と、これから進める手法のほうは検討しながら、もちろん市長部局と議会のほうとも協議をさせていただきながら検討してまいりたいと思います。

◎延会宣告

○議長 水島美喜子君 本日はこれで延会いたします。

延会 午後 1時58分